

岩手県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ山目	一関市山目字才天136番地1	一関市赤萩字月町191番地2	平成31年3月1日

2 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6地割1番地10	日赤鶯鳴荘指定短期入所生活介護事業所	岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	岩手郡雫石町南畑第32地割15番地30	平成30年7月1日

3 地域密着型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6地割1番地10	日赤鶯鳴荘デイサービスセンター	岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	岩手郡雫石町南畑第32地割15番地30	平成30年7月1日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6地割1番地10	日赤鶯鳴荘指定居宅介護支援事業所	岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	岩手郡雫石町南畑第32地割15番地30	平成30年7月1日

5 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市	ツクイ山目	一関市山目字才天136番	一関市赤萩字月町191番	平成31年3月

	港区上大岡西一丁目6番1号		地1	地2	1日
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳6地割1番地10	日赤鶯鳴荘ダイサービスセンター	岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	岩手郡雫石町南畑第32地割15番地30	平成30年7月1日